社会福祉法人 新南陽福祉の会 行動計画 (第3期)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年10月1日~令和7年9月30日までの 5年間

2. 内容

目標1: 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、 労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知徹底を図る。

●令和2年10月~ 法に基づく諸制度の調査

●令和2年11月~ 制度に関するパンフレットを作成・配布し、施設長会議や運営会議において管理職を対象とした研修を行い、本法人の就業規則等について、職員に周知

目標2:年次有給休暇の取得率75%以上を継続・維持する。

<鎌饺>

- ●令和2年10月~ 年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- ●令和2年11月~ 職員が子どもの行事等に参加できるよう、勤務表作成時における 希望公休や有給休暇の取得など計画的な取得を職員へ周知
- ●令和3年 4月~ 職員の取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の 開始(取得率75%以上もしくは対前年度取得日数1日以上増)
- ●令和4年 4月~ 再度、職員の取得状況を把握し、取得率の低い職員に対する啓発 を図り、以後、毎年継続して啓発実施

目標3:令和3年4月までに、育児のための所定外労働の制限について、対象職員 を小学校就学前の子を持つ職員に拡充する。

<対策>

- ●令和2年10月~ 職員のニーズの把握・調査、検討開始
- ●令和3年 4月~ 制度の導入、社内広報誌などによる職員への周知

<u>社会福祉法人 新南陽福祉の会</u> 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全従業員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

2. 当法人の課題

- ◇ここ数年、男女とも育児休業を取得した職員の実績がない。特に、最近では若い男性職員の 採用が増えてきており、育児・介護休業法の改正(男性版産休「出生時育休制度」新設)に 併う新制度の職員への周知徹底。
- ◆全職員で見ると女性職員の割合が高く、管理職の女性割合等、既にさまざまな部門で女性が活躍しているが、さらなる女性活躍の場を推進するため、結婚や出産等のライフイベントに対するサポート。
- ◇法人の役員に女性役員がいない。

3. 目標と取組内容・実施時期

日標1

計画期間内に育児休業の取得状況を下記の水準以上とする。

男性職員:育児休業取得を1人以上

女性職員:取得率 100%

<実施時期・取組内容>

● 令和3年10月~ 女性職員や男性職員の育児休業取得に関する情報提供を行い、全管理職

を対象として、育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を

行う。(毎年1回実施)

● 令和4年 4 月~ 配偶者が出産した男性職員を対象として、法人本部及び上司から育児

休業取得をすすめるとともに、上司主導で部署全体の業務の配分につい

ての見直しを実施する。

目標2

法人役員(理事・監事)8名のうち女性を1名以上登用する。

〈実施時期・取組内容〉

● 令和3年10月~ 理事会において趣旨を説明し周知徹底を図る。

● 令和5年 6月~ 理事会及び評議員会において承認を得る。

● 令和7年 6月~ 理事会及び評議員会において承認を得る。